

都市計画法適合証明願に添付する図書 (徳島市)

R4. 4. 1

1 申請書 (2部提出) 正本: 原本 副本: コピー

申請内容 日付 住所 氏名 各記載欄

2 委任状

代理人氏名・資格 (建築士の場合は事務所登録番号)

委任事項 委任年月日 委任者の住所・氏名

3 設計図書 (全て設計者の資格名を記入し、記名したもの)

- 1) 付近見取図 縮尺 方位 申請地
- 2) 敷地の丈量図 縮尺 方位
- 3) 配置図 縮尺 方位 境界線 (赤で囲む)
接する道路の種類・幅員 敷地及び周囲の土地の高さ 建物位置 給水計画 排水計画 流向
- 4) 各階平面図 縮尺 方位 間取り 各室の用途 床面積 建築面積 延べ面積
(建築士が作成した図面は、設計者資格・氏名が必要です。)
- 5) 立面図 (2面以上) 縮尺
- 6) 造成計画断面図 縮尺 申請区域 接する道路の種類・幅員 現況高・計画高

4 公図の写し (原本添付)

法務局備付公図の写しとし、申請地及び周辺について記入、着色すること

申請地 (赤で囲む) 転写年月日 作成者の記名

5 土地登記事項証明書 (原本添付)

4,5については申請書提出日の日付の3ヶ月前の同日付以降のものとし、原則として全て同一日付のものとする。写しを添付する場合は、原本提示のこと

6 自己申告書 (建築物を必要とする理由をくわしく記載)

7 耕作証明書 (個人耕作面積にかぎる)

8 耕作地の区域図 (申請地との位置関係記入)

9 漁業者を証明する漁協等の証明書

10 漁場の区域図 (申請地との位置関係記入)

11 漁具等の写真

12 借家証明書等

13 申請に係る業を営む資格の写し

14 事業計画書

15 都市計画法第34条第6号に基づく届出書

16 中小企業高度化事業に係る意見書提出依頼

(中小企業協同組合等から県商工労働観光部長宛)

17 中小企業高度化事業の変更に係る意見

(県商工労働観光部長から中小企業協同組合等宛回答)

18 新たに進出する企業の定款及び謄本

19 開発許可を受けた中小企業協同組合等の定款及び謄本

20 開発許可書通知書の写し

21 建築許可通知書 (当初許可) の写し

22 排水同意書 (原本添付) 又は誓約書

23 造成面積と平均造成高を示す図書 (任意の様式でも可)

条件ア・イの判定

*一部 30cm を超える計画で、開発許可不要と判断ができない場合、計算等を求める場合があります。

24 土地の登記事項要約書等

25 既存建築物の固定資産税評価証明書

26 既存建築物の確認済証 (写し) 及び検査済証 (写し)

27 資格免許証等の写し

28 その他市長が必要と認めたもの

現況写真 (2面以上)

証明が必要となるものの一例		添付図書等	
第2号	新設敷地等の農家住宅	1~8,28	
	新設敷地等の農業用倉庫	1~8,28	
	漁業者住宅	1~6,9~12,28	
第3号	貨物自動車運送事業 (令第21条第6号)	1~5,27,28	※1
	郵便事業株式会社 (令第21条第11号)	1~5,28	
	国、都道府県等 (令第21条第26号)	1~5,28	
	その他	1~5,28	
法第29条第1項	日常生活に必要な物品の販売等	1~5,13,14,27,28	
	住宅展示場	1~5,14,28	※2
	敷地の拡大を伴う、線引き前からの既存建築物の改築	1~5,25,26,28	※4
	仮設建築物	1~5,14,28	
	線引き後に建築された旧都市計画法第29条第1項第3号の規定による社会福祉施設・医療施設・学校教育法による学校等の敷地内の改築及び増築にかかるもの	1~5,26,28	※3 ※4
線引き後に建築された旧都市計画法第29条第1項第4号の規定による国等の建築物の敷地内の改築及び増築にかかるもの	1~5,26,28	※4	
市街化区域内において敷地面積が1000㎡以上で開発行為がないもの	1~4,23,24,28		
都市計画法第34条第6号による開発区域内に新たに進出する企業	1~5,14~20,28		
条例宅地の用途変更	1~5,21,26,28	※4	
大規模既存集落内における住宅の用途変更	1~5,21,26,28	※4	
線引き前に建築された建築物の敷地内における改築及び増築にかかるもの	1~5,25,26,28	※4	
既存の権利の届出 (法第34条第9号) により建築許可を受けた土地における申請者以外 (相続人は除く) による建築	1~5,21,26,28	※4	

※1: 貨物自動車運送事業の証明は、証明書発行に時間がかかる場合があります。(地方運輸局に文書照会するため)

※2: 平成元年1月26日付け住課第104号による

※3: 社会福祉施設等の証明は、証明発行に時間がかかる場合があります。(所管課に文書照会するため)

※4: 建築許可通知書(当初許可)の写し、既存建築物の確認済証(写)及び検査済証(写)を添付できないときは、自己申告書により、それぞれの年月日・番号を記入し、提出して下さい。

境界線の種類(表示例)

隣地境界線: 地番の境界

敷地境界線: 地番内の境界

官民境界線: 民地と官地の境界

道路境界線: 申請地と前面道路の境界